

## ろうきんローンマイプラン契約書（カードローン契約書）

借主は、一般社団法人日本労働者雇用基金協会または貸付金融（以下、「金融」といいます。）が指定した保証期間の保証に基づき、金庫との当座貸渡契約（ろうきんカードローン契約、以下「マイプラン契約」といいます。）について次の条項を承諾する契約とします。

### 第1条（契約の成立・取付方法）

- 本契約は、本邦と建築協会の借主を受け、金庫が締結したときに成立します。
- この契約によるマイプラン契約は、当座貸渡契約のみとし、小切手・手形の借主または引受を行ない、ものとします。
- 借主は、別記定める場合を除き、マイプラン契約のために発行したカード（以下「マイプランカード」といいます。）を使用して払戻す方法により当座貸渡を受けるとともに、第4条に定める貸渡限度額を超えない範囲内で繰上り当座貸渡を受けられるものとします。
- マイプランカード、現金自動預払機、現金自動貸付機（現金自動貯金支払機を含む）等の自動換金機能については、別記定める「ろうきんカードローン・カード規定」および「ICカード条例」によります。
- 借主は、この契約の締結中は金庫と重ねてマイプラン契約を行わないものとします。

### 第2条（取付期間）

- この契約に基づく取付期間は、契約成立日からその1年後の当日の前日（仮当日の前日が金庫の休日の場合は、その日の翌営業日。以下、「契約満了日」といいます。）までとします。

ただし、契約満了日までに金庫から借主に取付期間を延長し、旨の申出がなされ、場合には、契約は満了日より取付期間を更に1年間延長されるものとします。以後も同様とします。

- 契約満了日までに金庫から借主に取付期間を延長し、旨の申出がなされた場合には、次のとおりとします。

- 借主は、直ちにマイプランカードを金庫へ返却します。
- 借主は、契約満了日の翌日以降に当座貸渡を受けられ、ものとします。
- 貸渡利率はこの契約の各条項に従い、繰上り、貸渡利率が完了された日にこの契約は当然に解除されるものとします。
- 契約満了日に貸渡利率がな、場合は、契約満了日の翌日にこの契約は当然に解除されるものとします。

- 借主が満70歳に達する日を超えて取付期間の延長を行う場合は、本条第1項にかかわらず、満70歳に達した後最初に到来する契約満了日の翌日以降新たに当座貸渡を受けられ、ものとします。

- 借主が満75歳に達する日を超えて取付期間の延長を行う場合は、本条第1項にかかわらず、借主が満76歳に達する日の日を期限とし、この契約の有効期間が満了するものとし、借主は、遅滞なく貸渡利率を支払うとともに、マイプランカードを直ちに金庫へ返却するものとします。

- 借主について権利が開始した場合は、本条第1項にかかわらず、取付期間が終了するものとし、借主の相続人等がマイプランカードを使用した当座貸渡を受けるとはできないものとします。

### 第3条（借付限度）

- 表示記載されたマイプランカードが「普通借付金口座（以下、普通借付金口座といいます。）が、金庫所定の口座照会契約による出金のため資金不足となったときは、貸渡限度額の範囲内でその不足相当額をマイプラン口座（当座貸渡口座）から自動的に出金し、普通借付金口座に入金します。

この際、マイプランカードの提示、または金庫所定の払戻請求書の提出は不要とします。ただし、普通借付口座の資金不足が、①預金の不足し、②預金用の振替・送金、③印刷簿等の費用の支出し、④マイプランを含む金庫の機能および独立行政法人住宅金融支援機構等代理店での返済返済による場合は、自動換金の対象とはなりません。なお、この他に金庫口座振替取寄せ手数料の対象とならぬ、振替口座のある場合があります。

- 前項の自動換金によるマイプラン口座からの出金は、普通借付金口座の口座残高または普通借付金貸渡契約サービスの当座貸渡限度額がある場合には、金庫はこの当座貸渡の利用限度額を超えた金額について実行します。

- 普通借付金口座に対して同一日に複数の口座照会の請求があり、資金不足相当額が自動換金のできる額を超えるときは、そのいずれの口座照会請求に対しても自動換金するが、金庫の任意とします。

### 第4条（貸渡限度額）

- 貸渡利率の契約所要額は、借主が希望した申込額を上限として金庫が決定し、表示記載のとおりとします。この契約所要額は、所定の方法で借主に通知します。
- 第6条に定める貸渡利率の元金借入により前項の貸渡限度額を超えた場合にも、この契約の各条項が適用されるものとし、借主は、金庫から請求があり次第直ちに貸渡限度額を超える金額を支払うものとします。

### 第5条（利率・借換金）

- 貸渡利率は、金庫の定める「マイプラン基準金利」（以下、「基準金利」といいます。）の利率（以下、「基準利率」といいます。）を基準として金庫所定の利率（金庫が金庫所定の引下利率を適用する場合は、借主に対して適用する利率引下げ後の利率）とします。
- (1) 初回返済日の利率は初回返済日の基準利率を基準とし、貸渡利率が0円となった後、再び繰上りした日（以下、「再繰上り」といいます。）の利率は再繰上りの基準利率を基準とした金庫所定の利率とします。
- (2) 貸渡利率が毎年の2月1日、5月1日、8月1日、11月1日（以下、金利見直し日といいます。）を越え（継続するときは、前項の利率を見直します。金利見直しは、貸渡に適用している基準利率を金利見直し日の基準利率に替えて行い、変更後の利率を直後の表示の返済日（以下、返済返済日といいます。）から適用します。
- (3) 基準利率が停止された場合および金庫の利率の変更その他の相当の事由により金庫が基準金利を適用することを停止した場合には、金庫が定める金利を基準金利と替えてこの契約が適用されるものとします。
- (4) 前項1および后(1)(2)(3)の内容は、金庫本店およびホームページに掲載または書面によりお示しをします。変更内容は、変更内容欄にその契約を履行します。
- (5) 金庫が特に借主に対して引下利率を適用した場合は、いつでもその引下利率を場合変更し、また引下利率の適用を中止することができるものとします。なお、この場合の手続きについては金庫の定めることとします。
- 金庫に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、支払うべき元金に対する14.9%の利率により、1年を365日とし日割計算します。

### 第6条（利息計算）

- 貸渡利率は、円借入単位を100円とし、返済返済日（返済返済日が金庫の休日の場合は、その日の翌営業日）に前日より定められた利率によって計算のうえ、貸換金口に入けられるものとします。

利息の計算は「平年、うるう年」に期間×（貸換金×日数×利率/365）の算式により行うものとします。

- 保証料は、保証利率（一般社団法人日本労働者雇用基金協会または金庫が指定した保証機関に対する保証料）に一定に基づき算出します。なお、借主の通知には、前条より定められた利率がこの保証利率を加算した利率を表示します。

### 第7条（返済返済）

- 借主が返済する返済返済額は、表示の金額とします。
- 借主が初回返済日および再繰上り日の翌日以降、次の回の返済返済日から前項に定める返済返済額を返済するものとします。
- 本条第1項にかかわらず、返済返済日における当座貸渡額が本条第1項に定める返済返済額に満たない場合は、返済返済日現在における当座貸渡額の全部を返済します。

### 第8条（返済方法）

- 前条による返済は前項以降の方法によることとし、借主は表示の普通借付金口座に返済返済日までに返済返済額（加算返済額を決定している場合には、加算返済日（加算返済額を毎月の返済額に追加した額、以下同じです。）を預け入れておくものとします。
- 金庫は、各返済返済日に普通借付金、総合口座振替、同じ口座振替またはお引当による普通借付金で取り払います。毎回の返済に付します。ただし、表示の返済返済日（返済返済日）の返済返済額に満たない場合は、金庫はその一部の返済に充てる取扱いをせず、返済が滞延する取扱いとします。この場合、金庫は滞延している返済額の全部が返済されるまでは、第1条にかかわらず当座貸渡の利用を一時中止できるものとします。
- 毎回の返済を滞った後引当と同等の取扱いがなされる場合には、金庫は返済返済額と借換金の合計額をもって前項と同様の取扱いができるものとします。
- 借主は、借付返済額から受領すべき送料、費金、諸付金および贈与金などよりその

所額額を受領し、金庫より返す一切の件を借主が所属する労働組合等団体の代表者に委任します。手数料、借換金についても同様とします。

- 初回返済返済日（返済返済日）が返済返済額を超えることとなった場合には、その超過分（以下、「未払利息」といいます。）は、翌以降の返済返済額より支払うものとし、その返済返済額は未払利息、約定利息、元金の順とします。

### 第9条（借付返済）

借主は、第7条による返済返済のほか、随時任意の金額を返済することができるものとします。

### 第10条（借付前金支払戻金）

- 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主はこの契約による借付金全額について期間の利益を失い、直ちにこの契約による借付金返済を返済するものとします。(1) 借主が第7条に定める返済返済額を超過し、金庫からの返済返済を一旦超過して、次回返済返済日までに返済（借換金を含むものとします。）を返済しなかったとき(2) 借主が支払停止を表明したとき、または借主について破産手続開始、民事再生手続開始の申立があったとき(3) 借主が任意での借出を怠るなる借主の責めに帰すべき事由によって金庫に借主の所在が不明となったとき
- 次の各場合にも、借主は、金庫からの請求によって、この契約による借付金全額について期間の利益を失い、直ちにこの契約による借付金返済を返済するものとします。(1) 借主が第7条に定める返済返済額を超過し、金庫からの返済返済を失ったとき(2) 借主が金庫との取引前記の一つでも違反したとき(3) 借主が手形交換所の取引停止処分を受けたとき(4) この取引に関し、借主が金庫に虚偽の書類提出または申告をしたとき(5) 借主が、第11条第1項に定める見引貸付等もしくは同条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することの不適切となったとき(6) 前各号のほか、借主の信用状態が著しく悪化し生じるなど返済（借換金を含まず。）を返済できなくなる相当の事由が生じたとき

### 第11条（返済が滞りた場合の対処）

- 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋等、社会通念違反者または暴力団関係者暴力団員等、その他これらに準ずる者（以下これを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。(1) 暴力団員等が借換金を支払っていると思われる関係を有すること(2) 暴力団員等が借換金を返済に際して関与していると思われる関係を有すること(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると思われる関係を有すること(4) 暴力団員等に対して資金や借換金、または借換金を提供するための関与をしていると認められる関係を有すること(5) 役員または幹部等に契約に際して関与している者が暴力団員等と社会的に接近されるべき関係を有すること
- 借主は、自らまたは第三者を使用して次の各号の一つにも該当する行為を行ない、ことを確約します。(1) 暴力的な要求行為(2) 法的責任を負った不当な要求行為(3) 取引に際して、虚偽の言動をし、または暴力を用いる行為(4) 虚偽の保証し、借付金、また借換金を用いて、金庫の借付返済を、または金庫の業務を妨害する行為(5) その他各号に準ずる行為
- 借主は、第10条第2項5号の適用により、借主は権利が生じた場合にも、金庫ひんらの請求をしません。また、金庫が権利が生じたときは、借主がその責任を負います。
- 借主は、本条項および第10条第2項5号が金庫の全ての取引に適用されることに同意します。

### 第12条（継続・中止・解除）

- 第10条各号の事由があるとき、金庫側の意向があるとき、借換金の保全その他借主の事由があるときは、金庫は、あらかじめ通知することなくいつでも貸渡限度額を繰上り貸換金を申し、またはこの契約を解除することができるものとします。
- 借主が金庫のその他の債務について、返済を滞延しているときは、金庫は、あらかじめ通知することなく、返済が滞りたまで期間、貸換金を一時中止できるものとします。
- 借主がいつでもこの契約を解除することができるものとします。この場合、借主は金庫所定の手続により金庫へ通知します。
- 本条第1項および第3項よりこの契約が解約された場合、借主は、直ちにマイプランカードを返却し貸換金を返済します。また、本条第1項および、貸渡限度額を超過した場合にも、借主は、直ちに超過額の貸渡限度額を超える金額を支払うものとします。
- 次の各場合にも、金庫はあらかじめ通知することなく、本契約を解除できるものとします。(1) 契約成立日から3年間借換金利用がなかったとき(2) 貸換金額が0円とつてから3年間借換金利用がなかったとき(3) 第2条第3項に定める日以後に貸換金額が0円となったとき

### 第13条（金庫からの借換金）

- 金庫は、この契約による借主の借換金のうち各別返済日に到来したものを、または第10条によって返済しないうけらな、この契約による借換金と、借主の金庫に対する預金金の他の借換金を、その借換金期限の、かんじにかかわらず併せて返済することができるものとします。この場合、書面により通知するものとします。
- 前項によって併せて返済する場合には、借換金債務および預金金の借換金期間が借換金実行の日とすこととし、預金金の他の借換金の利率・利用については、預金金規程の定めによります。ただし、期限未到来の預金金の利息は、期間満了返済日より前記利率、約定返済利率等より1年を365日とし、日割計算します。

### 第14条（借主からの借換金）

- 借主は、この契約による借主の借換金に附随している借主の金庫に対する預金金の他の借換金とを、この契約による借換金の期限が未到来であっても、併せて返済することができるものとします。
- 前項によって併せて返済する場合には、借換金を実行する日の7日以前までに金庫へ書面により借換金の意向をするものとし、預金金その他の借換金の返済、通帳は借換金を押印して直ちに金庫へ提出するものとします。
- 本条第1項によって併せて返済する場合には、借換金債務の利息および預金金の借換金期間が借換金実行の日までとし、預金金の利率・利用については、預金金規程の定めによります。
- 借主は、金庫が借換金の返済の開始が開始した場合は、金庫にて借換金を借換金の債務と併せて返済し、満期日または借換金期間が未到来の借主の金庫に対する預金金その他の借換金を、当該借換金について期間が到来したものととして併せて返済することができます。この場合の借換金手続および預金金その他の借換金等については、金庫の該当各条項規定によるものとします。

### 第15条（借換金の返納に際しての取扱い）

- 金庫から借換金を返す場合に、借主がこの契約による借換金のほか金庫との取引上の他の借換金があるときは、金庫は借換金全上の事由により、この借換金の返納に充てることができるものとし、借主はその借換金に対して異議を述べないものとします。
- 借主から借換金を返す場合に、借主がこの契約による借換金のほか金庫との取引上の他の借換金があるときは、借主はどの借換金の返納または併せて返すかを指定できるものとします。また、借主がどの借換金の返納または併せて返すかを指定しなかったときは、金庫が指定できるものとし、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
- 借主の借換金のうち一つでも借換金の返納に対して異議を述べないもので、前項より指定により借換金全上保障が生じるおそれがあるときは、金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の付帯等を考慮してどの借換金の返納または併せて返すかを指定することができます。
- 本条第2項の借換金は、または第3項によって金庫が指定する借換金の借換金については、その期間が満了したものとします。

### 第16条（返済の負担）

- 次の各号に定める費用は、借主が負担するものとし、金庫の負担の日と支払います。

- (1) この契約の書式の取扱い等の費用
  - (2) 金庫の借主に対する権利の行使もしくは保全または情報開示に関する費用
  - (3) 借主が借換金の保全のために借主が借換金の余力を依頼した場合には必要となる費用
  - (4) その他この契約に基づき必要となる一切の費用
- この契約の締結に際し借主が負担すべき借換金がある場合は、金庫所定の方法により金庫が借主より受領し、貸換金に併せて支払うものとします。

### 第17条（取引の証拠の差し入れ）

事変、災害等金庫の責めに帰することのできる事由によって借換金その他の書類が消失、滅失または毀損した場合には、借主は、金庫の請求によって取引の証拠を差し入れるものとします。

### 第18条（日照照会）

金庫が、この取引にかかる借換金その他の書類を使用し使用した借換金をこの契約書に併記し印刷または捺印し捺印の借主印を捺印し捺印した後に取扱ったとき、借換金と認め取扱ったとき、それらの書類をこき、偽造、変造その他の真実があつても、そのためが生じた損害については、金庫は責任を負わないものとします。

### 第19条（貸付期間の変更とみなし送還）

- 氏名、住所、印鑑、電話番号、勤務先、その他金庫に届けた事項に変更があったときは、借主は直ちに金庫へ書面でも届出するものとします。
- 借主が前項の届出を怠る、または借主が金庫からの通知もしくは送付書類等を受領しないなど、借主が責任を負わなければならない事由により、通知もしくは送付書類が滞りた場合は、遅滞なく届出を直ちに金庫へ届出するものとします。

### 第20条（成年後見人等の届出）

- 家族裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、成年後見人等の氏名その他必要の事項を直ちに金庫へ書面でも届出するものとします。
- 家族裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、任意後見人の氏名その他必要の事項を直ちに金庫へ書面でも届出するものとします。
- 既に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様届出するものとします。
- 前3項の届出事項（成年後見または任意後見が生じた場合に同様に届出するもの）とす。
- 前4項の届出の前が生じた損害については、金庫は責任を負わないものとします。

### 第21条（報告および開示）

- 借主は、金庫が借換金に必要と認めて請求をした場合には、借主の借付履歴について直ちに報告し、また調査に必要な資料を提供するものとします。
- 借主は、借主の借付履歴について重大な虚偽を生じたとき、または生じるおそれがあるときは、金庫に遅滞なく報告するものとします。
- 借主は、国税、地方税、その他の公課の納付を怠ったことにより、保全差押、交付要求、換等の制裁処分を受けたりした場合にも、金庫から請求がなくても、直ちに金庫に報告するものとします。また、金庫が請求があった場合には、借主は、国税、地方税、その他の公課の納付状況を明らかにするため、各種納付証明書等を金庫へ提出するものとします。

### 第22条（契約の変更）

- 金庫は、金庫側の变化その他の相当の事由があると認められる場合には、この契約書の各条項を変更できるものとします。
- この契約書の各条項を変更する場合、金庫は、変更内容および変更日をホームページに掲載その他の方法で公表するものとします。

### 第23条（借換回収会社への業務委託および借換回収）

- 借主は、この契約による借換金が借主が借換金に対して負担する一切の債務について、金庫が必要と認めるときは、金庫が指定する「借換回収管理会社に関する特約借換回収法」に基づき業務委託を認める旨の業務委託を借換回収管理会社（以下、借換回収会社）とします。この借換回収委託は、借換回収会社が金庫にかかわり借主と請求し、取り立てることと同意するものとします。
- 借主は、この契約による借換金が借主が借換金に対して負担する一切の債務について、金庫が必要と認めるときは、金庫が指定する借換回収会社と業務委託することを承諾するものとします。
- 借主は、借換回収会社は本条第1項および第2項の行為を行うに当たり、必要と認めおいて、金庫が借換回収会社に対し、借主の個人情報を開示することを同意するものとします。

### 第24条（保証）

借主の住所等変更によってこの取引の取扱いの変更（移管）を希望するときは、書面により金庫に申し入れるものと、取扱いを変更する手続（移管手続）は、金庫の同意を得ることとすものとします。また、これによりこの契約の変更が必要場合は、借主はこれに同意するものとします。

### 第25条（借換法・合意借換）

- 本約定書が借換法を日本法とします。
- この契約の開始に際して譲渡が必要としたときは、金庫の本住所所在地を管轄する裁判所のみを第一審の裁判所合意借換裁判所とすることと同意します。

### 第26条（取引の解除）

- 金庫は、借換金の解除および具体的取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種書類や資料の提出を求めることがあります。借主から正当な理由なく指定した期限までに回答し、ない場合は、この取引の全部または一部を制限する場合があります。
- 金庫は、日本国前を相手方であり、借主に対し、公的書類である借換簿・借換簿（満了日）・国庫の提示を求めることがあります。提示された借換簿（満了日）を超過した場合には、この取引の全部または一部を制限する場合があります。
- 前2項の各種書類が資料の提供を求めた借主の回答、具体的取引の内容、借主の借換内容および他の借換内容を考慮して、金庫がマネー・ローンリング、元金貸付、もしくは借換簿記載取法、金庫の利用限度額等の取扱いをおそれると判断した場合には、この取引の全部または一部を制限する場合があります。
- 前3項に定めるものの取引の制限についても、借主からの前項等にもとづき、マネー・ローンリング、元金貸付、または借換簿記載取法、金庫の利用限度額等の取扱いをおそれる場合において借換簿記載された金庫が認める場合、金庫は借換簿の制限を解除します。
- 次の各号の一つでも該当した場合には、金庫はこの取引を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解除することができるものとします。なお、通知しなく解除する場合、遅滞なくにかかわらず、金庫が借換金の返納を届出のあった氏名、住所、あてで発信したと主張し得たこととします。(1) この取引の名義人が存在しない、ことが明らかになった場合またはこの取引の名義人の同意なくしてこの契約を行ったことが明らかになった場合(2) この取引がマネー・ローンリング、元金貸付、または借換簿記載取法、金庫の利用限度額に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合意の取扱いと認められる場合(3) この取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- 前各号よりこの契約が解除された場合、借主は、直ちにマイプランカードを返却し、貸換利率を返済します。

以上